いう。以下同じ。）を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。ハにおいて「風俗営業適正化法」という。）第二条第六項第四号に規定する施設において就労させないこととしていること。

ハ　一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、接待（風俗営業適正化法第二条第三項に規定する接待をいう。ニにおいて同じ。）を行わせないこととしていること。

ニ　一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。

二・三　（略）

四　国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

五・六　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条の二第一項の規定による特定技能（法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に係るものであって、その活動に係る特定産業分野が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成三十一年法務省令第六号）で定める産業上の分野のうち、宿泊分野であるものに限る。以下この項において同じ。）の在留資格に係る在留資格認定証明書の交付を受けている者若しくは交付の申請をしている者、法第二十条第三項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可を受けている者又は同条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の許可の申請をしている者に係る特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準については、なお従前の例による。

○環境省告示第二十三号

自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号）第五条の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区に係る立入りの認定及び立入認定証の再交付の手数料の額を告示する件（平成二十二年十月二十一日環境省告示第六十四号）の全部を次のとおり改正し、令和八年四月二十二日から適用する。

令和八年四月二十二日

環境大臣　石原　宏高

一　自然公園法施行令（昭和三十二年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第五条第一号の規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　四百五十円

二　令第五条第二号の規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　二百五十円

三　令第五条第三号イの規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　四百五十円

四　令第五条第三号ロの規定に基づき環境大臣が利用調整地区ごとに定める額　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十四条第七項の認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳以上であるときは四百五十円、当該認定を受けようとする者の監督の下に立ち入る者が十二歳未満であるときは二百円

その他告示

○法務省告示第三十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年四月二十二日

法務大臣　平口　洋

名古屋法務局所属　公証人　金谷　和彦

○外務省告示第百五十三号

令和八年一月二十七日にジャカルタで、インドネシア共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がインドネシア共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和八年三月十七日に効力を生じた。

令和八年四月二十二日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、インドネシア共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、十九億円（一、九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

○外務省告示第百五十二号

令和七年十二月二十二日にワガドゥグーで、円借款の供与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の平成三十年三月二日付けの交換公文に従ってブルキナファソ政府に供与されることになったグンゲン―ファダングルマ間道路整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がブルキナファソ政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十一年十二月二十七日まで延長される旨の口上書の交換が、ブルキナファソ政府との間に行われた。

令和八年四月二十二日

外務大臣　茂木　敏充